

西会津町農業委員会

第29回 西会津町農業委員会総会 会議録

開催期日 令和8年2月20日

西会津町農業委員会

第29回 西会津町農業委員会総会会議録

1 開催の日時及び場所

日 時 令和8年2月20日（金）午前10時00分
場 所 西会津町役場 大会議室

2 招 集 者 西会津町農業委員会 会長 江川 新壽

3 本日の総会に出席した委員

（農業委員）

会 長 12 番委員 江川 新壽
会長職務代理者 11 番委員 三瓶 常夫

（農業委員）

1 番委員 五十嵐新正 3 番委員 岩原 稔 4 番委員 坂井康司
6 番委員 新田良一 7 番委員 佐藤健一 8 番委員 星 敬介
9 番委員 赤城タカ子 10 番委員 武藤佐代子

（推進委員）

2 番委員 伊藤一郎 3 番委員 須藤修 6 番委員 長谷川辰男
7 番委員 佐藤勘一 9 番委員 佐藤武 11 番委員 齋藤良房

4 本日の総会に欠席通告した委員

（農業委員）

2 番委員 三留弘法 5 番委員 江川政次

（推進委員）

1 番委員 若林陽三 4 番委員 佐藤正光 5 番委員 高橋光雄
8 番委員 山口茂起 10 番委員 結城重孝

5 総会に出席した職員等

事務局次長 齋藤 賢
事務局員 井上 慎人

(開 会)

【議長】

皆さんおはようございます。

少し早いんですが、全員揃いましたのでお願いします。

暖かくなったり寒くなったりして、体調管理には十分注意していただきたいと思います。

最近、クマの出没がニュースになっております。皆さんも十分気を付けていただきたいと思います。

それではこれより総会を開会いたします。

本日の出席委員は農業委員の定数12名に対しまして、10名が出席しておりますので、会議規則第9条の委員過半数に達しており、総会は成立しております。

それではこれより第29回西会津町農業委員会総会を開会いたします。

本日の総会次第は、お手元に配布した通りでございます。

【議長】

続きまして会議次第2. 会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第30条の規定によりまして、4番・坂井康司委員、9番・赤城タカ子委員にそれぞれお願いをいたします。

【議長】

続きまして、会議次第3. 報告事項に移ります。

報告第1号「主要業務報告」については、事務局の報告をお願いいたします。

【事務局】(井上 事務局員)

1頁をご覧ください。

報告第1号 主要業務報告について 西会津町農業委員会の主要業務について別紙のとおり報告する。

令和8年2月20日提出 西会津町農業委員会会長 江川新壽

それでは2頁をご覧ください。

(1) 業務の執行状況について

1月20日火曜日、役場大会議室において江川新壽会長ほかが参加し、第28回農業委員会総会が開催されました。

次の日、1月21日水曜日、役場3階会議室において、江川新壽会長及び事務局員2名が参加し、農業委員及び農地利用最適化推進委員の任期満了に伴う委員募集に係る説明会を各地区自治区長連絡協議会長に行いました。

1月28日水曜日、福島市において令和7年度後期農業委員会会長事務局長研修会が行われ江川会長と事務局で参加いたしました。

続いて、1月30日金曜日、会津美里町で行われました令和7年度会津若松地方農業委員会連合会の研修会に出席し、江川会長ほか6名で参加いたしました。研修のなかで長谷川辰男推進員が西会津町の代表として事例発表を行いました。

次に2月19日木曜日、農業委員会業務に関する意見交換についてという事で福島県農業会議の職員が来庁いたしましたので、事務局員2名で対応いたしました。

続きまして3頁をご覧ください。(2)令和8年1月議決案件処理状況について現況確認証明が1件とそのほか農用地利用集積等促進計画の一括方式が1件ありました。

続きまして4頁の(3)農業者年金の処理状況、(4)家族経営協定締結者数、(5)情報活動状況(全国農業新聞)ともに前月比増減0となっております。

報告は以上になります。

【議長】

ただいま事務局から主要業務報告について説明がありました。これについて各委員から質問がありましたらお願いしたいと思います。なお、質問ある方は挙手をし、指名されましたら発言をお願いします。

【議長】

なお、1月30日会津美里町で行われました令和7年度の会津若松地方農業委員会連合会についての報告がございましたが、事例発表を長谷川辰男推進委員が素晴らしい発表をしていただきまして大変助かったということでお御礼を申し上げます。有難うございました。

ございませんか。ないようですので、これで質疑を終わります。

【議長】

続きまして、会議次第4. 付議事件に移ります。

【議長】

議案第1号「西会津町農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

【事務局】（井上 事務員）

5頁をご覧ください。

議案第1号 西会津町農用地利用集積等促進計画（案）について
農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、西会津町の
用地利用集積等促進計画（案）について農業委員会の意見の決定を求める。

令和8年2月20日提出 西会津町農業委員長 江川新壽

それでは6頁をご覧ください。

令和7年度3月分 西会津町農用地利用集積等促進計画（案）一覧表（一括方式）
について概要をご説明いたします。

左端の番号1番、地域計画：奥川、地区名：中町、所有者：●●●●●

申請地は所有者住所の右側に記載されておりますが、奥川大字飯里字中町●●番●、
地目：田 面積：10,201㎡、10a当り単価 15,480円、
貸借の期間は11年で令和8年4月1日から令和18年12月31日
借受者は●●●●●

次に2番、地域計画：奥川、新町地区、

所有者：●●●●●法定相続人 ●●●●● 外●名

申請地 奥川大字豊島字新町平●●番●、地目 田 2,448㎡

二筆目 奥川大字豊島字新町平●●番●、地目 田 530㎡

10a当り単価 5,000円、

貸借の期間は6年で令和8年4月1日から令和13年12月31日

借受者は●●●●●

続いて3番から9番までの、11筆で、地域計画は奥川、地区名及び農地所有者につきましては資料をご覧ください。

11筆全ての地目が田で合計面積は10,508㎡

10a当り単価は13,000円で

貸借の期間は6年で令和8年4月1日から令和13年12月31日

借受者は●●●●

続きまして10番から33番までの合計55筆111,839㎡のうち

44筆は田、11筆は畑となっております。

地域計画は野沢及び新郷。地区名及び農地所有者につきましては資料をご覧ください。

44筆の田の合計面積は80,014㎡で10a当り単価は20,000円となり、貸借の期間は11年間で令和8年4月1日から令和18年12月31日までとなっております。

また、11筆の畑の合計面積は31,825㎡。11筆すべてが使用貸借で、契約期間は11年間で令和8年4月1日から令和18年12月31日までとなります。

借受者は昨年法人化した●●●●●●●●となります。

以上です。

【議長】

只今事務局の説明が終わりました。それではこれより質疑を行います。

【議長】

質問ございませんか。

これで質疑を終わります。これより討論に移ります。

【議長】

これで討論を終わります。

それではこれより議案第1号「西会津町農用地利用集積等促進計画（案）について」を採択いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

【議長】

異議なしと認めます。したがって議案第1号「西会津町農用地利用集積等促進計画(案)について」は原案のとおり承認されました。

【議長】

以上で本日の付議事件はすべて終了しました。

続いて、次第 5. その他 に移ります。

【議長】

「(1) 令和8年度農作業標準料金表及び賃借料情報について」事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】(齋藤 事務局次長)

10頁をご覧ください。

(1) 令和8年度農作業標準料金表及び賃借料情報についてですが、あらかじめ参考資料を事前配布しておりますので、内容につきましてはお読み取りいただき検討いただいていると思いますので要点のみ説明いたします。

なお、配布済みの資料で一部訂正をお願いしたい箇所がございます。一番下に標記してございます除草作業(ドローン)とございますところを防除作業(ドローン)に訂正願います。

それでは、本題に入りますがお手元の資料にもありますとおり近隣町村の動向につきましては、市町村によって料金にかなりの幅があります。

西会津町では昨年度の見直しは一般農作業の賃金と育苗について改定を行っておりますが、それ以外については据え置きとしております。

一般作業の賃金については福島県の最低賃金に合わせた見直しを行っており、育苗の硬化苗及び芽出苗につきましては農協の価格を参考として見直しをおこなっております。他の料金を据え置いた理由につきましては、近年の資材価格の高騰や米価の買取価格の変動などから料金の見直しも検討いたしましたが結果として、農業情

勢を見極めるまでは据え置きましょうとのことで変更いたしませんでした。

また、今年度の一般農作業の賃金につきましては福島県の最低賃金の額が1時間当たり1,033円ですので、8時間を乗じた額の8,264円としております。また、育苗につきましては農協の価格を参考に改定価格を示しております。

更に、事前に問い合わせのありましたドローンによる防除作業につきましては資料にありますとおり、公表されている価格では最高が10a当り1,500円となっております。また、もう一点問合せのありましたラジコンによる除草作業につきましてはインターネットで探してみましたが見当たりませんでした。まだ、それほど多く普及していないためであると思われれます。あえて当てはめるとすれば自走式の単価になるものと考えます。

また、付議事件議案第1号でも説明したとおり10a当りの単価が20,000円とする農家もあれば13,000円とする農家もあり、賃借料につきましても価格幅が大きくなっておりますことから標準料金の決定につきましても難しいところではありますが、皆さん事前配布されている事によりまして、皆さんそれぞれ検討されたと思いますので、それぞれの意見を賜り検討のうえ料金を決定したいと考えております。

11頁をご覧ください。

こちらは賃借料情報のお知らせに載せる内容となります。

一番下の表が令和7年の内容で、令和5年と令和6年は参考として載せてあります。内容は、令和7年の1月から12月までの賃借料に関する情報となります。

田の賃借料の現金における最大は10a当り13,000円で最小が5,000円となっており、平均は9,200円となります。

現物については最大1.5俵で最小は0.5俵、平均は0.9俵になります。

賃貸借は32件です。

畑の賃借料については最大が5,000円で最小が2,000円で平均は4,100円となり使用貸借は15件となります。

過去のデータと比べますと7年の実績で現物が多いのは制度改正により強化基盤から中間管理機構になるという事で駆け込みの契約がありまして、その関係で現物支給の件数が多くなっております。

また、もう一つ皆さんに提案といいますか考えていただきたいのが、これまで農作

業標準料金表につきましては色紙のA3片面刷りの色用紙ということで年度毎に色を変えて配布しておりましたが、大きすぎるといったご意見もございますので事務局といたしましてはA4の両面印刷にしてもいいのかと考えております。

理由につきましては大きすぎて扱いにくいと声が寄せられている事やコスト削減、SDGsの観点から変更したいと考えておりますので、皆さんがよろしいとの事であればA4の白い紙で両面刷りにしようかと思えます。ですので、今までのようにA3で年度毎に色を変える方法とA3で白い紙に印刷するか、A4の白い紙の両面刷ないしA4の色紙の両面印刷にするか検討いただきたいと思います。

説明は以上です。

【議長】

只今事務局からの説明が終わりました。昨年度は一般農作業と育苗の料金以外は据え置きとの説明がございました。皆様方には事前に資料をお配りしておりますので、それぞれ内容については十分検討されたものと思えます。

検討の結果、改定が必要と思われるものについては、速やかに改定したいと思えますので、要点をまとめたうえで発言をお願いいたします。

なお、近年の米の買取価格の高騰がこれで終わりなのか今年も高騰するのかにつきましては誰にも分からない事であり考慮する必要もあるかとは思いますが、皆さんからのきたんのないご意見を参考に料金の決定をしたいと思えますので挙手をし発言をしていただきたいと思います。

【議長】

料金について、上からやっていきますので皆さんからご意見を頂きたいと思えます。それでは、機械くろ塗り1mあたり・・・

【事務局】（齋藤 事務局次長）

それでは決まった事について確認させていただきます。

金額を変更するところは田の耕起と畑の耕起のロータリーが6,500円、プラウが7,000円、代かき作業が7,500円、機械田植えが6,500円、刈り取りのコンバインが20,000円という事と。新規の追加として防除作業（ドロー

ン) が 1, 500 円。それ以外については昨年度と同額という事で。

【議長】

只今、事務局の説明がありました但那ではまとめさせていただきます。単価の改定について、このように改正してよろしいでしょうか。

(異議なし)

【議長】

異議なしと認めます。したがいまして本件検討事項につきましては承認されました。

【議長】

続いて、「(2) 農業委員会の法令遵守の実施および今後の対応について」事務局の説明を求めます。

【事務局】(井上 事務員)

12頁をご覧ください。

「農業委員会の法令遵守の実施および今後の対応について」でございますが、一般社団法人全国農業会議所より福島県農業会議を經由して依頼がありましたので、みなさんで再度、法令遵守について確認をしていきたいと思ひます。

始めに、令和7年8月26日付の事務連絡をご覧ください。上から3段目の中央からとなります、今年度「農地利用最適化推進委員による農地への不法投棄に伴う逮捕・起訴、農業委員会事務局職員による虚偽有印公文書の作成などの不祥事」が続けて発生しているとの事でありませぬ。

行政委員会である農業委員会は、法令遵守による公正・公平な職務遂行と農地制度の適正な執行に努めなければなりません。

その為、下段の記以下にありますとおり「1. 農業委員会総会等での確認、研修について」との事で「農業委員会総会等において、法令遵守や綱紀保持の申し合わせ決議や注意喚起、研修会の実施を行う事」と「2. 報告の徹底について」という事で何かあった場合には速やかに都道府県農業会議を通じ報告をする旨の通知がありま

した。

それでは、**次の頁**をご覧ください。

「農業委員会の法令遵守の申し合わせ議決」とのことで読み上げます。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

記

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和8年2月20日

西会津町農業委員会 以上です。

【議長】

事務局から「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」についてありましたとおり、法令遵守による公正・公平な職務の遂行と守秘義務の徹底を常に念頭におき業務の遂行に努めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【議長】

続きまして「**(3) 当面の日程について**」事務局の説明を求めます。

【事務局】(井上 事務局員)

14頁をご覧ください。

(1) 当面の日程について、でございますが2月20日、西会津町農業再生協議会

幹事会が役場3階会議室で開催が予定されており、これには会長が出席を予定しております。また2月27日には西会津町農業再生協議会総会が役場第3会議室で予定しており、これにも会長が出席を予定しております。

3月19日金曜日、次回の農業委員会総会を2回会議室で午前10時から予定しております。

以上です。

【議長】

事務局の説明が終わりました。

次回の総会は令和8年3月19日金曜日、午前10時からこの会場で開催されることの事ですのでよろしく申し上げます。

【議長】

「(4) その他」何かございますか。

【議長】

他になれば、以上で本日予定されていた案件は全て終了しました。

【議長】

これで「第29回西会津町農業委員会総会」を閉じます。

お疲れ様でした。